

沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新の結果について

令和7年11月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

これまで

自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
(平成23年4月から順次実施)

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握

（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

平成26年4月1日以降

広域漁業調整委員会
の海域区分

太平洋広域漁業
調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

●届出制から承認制へ移行
広域漁業調整委員会の指示
に基づき隻数制限を導入

●平成27年1月 更新1回目

●平成29年1月 更新2回目

●平成30年7月 更新3回目

●令和2年7月 期間延長

●令和3年4月 更新4回目

●令和5年4月 更新5回目

●令和7年4月 更新6回目

増枠を踏まえ、漁獲機会
の付与が可能な場合に限
り新規承認を発出

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4	R5.4	R7.4	
北海道	969	863	844	835	832	1,695		石川県	1,027	985	298	289	289	276	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059	965	922
青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	1,618	2,155		福井県	304	282	268	250	240	244	徳島県	492	476	417	417	417	476
岩手県	119	99	0	8	10	22		静岡県	1,025	1,011	957	944	938	999	香川県	0	0	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	21	41		愛知県	1	1	1	0	0	0	愛媛県	90	90	36	36	33	41
秋田県	175	174	131	131	131	164		三重県	1,077	990	877	838	806	798	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802	1,715	1,694
山形県	150	150	142	139	138	137		京都府	264	264	264	247	245	255	福岡県	668	556	534	521	515	507
福島県	719	714	703	627	435	444		大阪府	11	11	6	6	6	6	佐賀県	46	45	45	45	45	101
茨城県	367	347	314	296	291	292		兵庫県	253	251	248	248	249	553	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455	2,453	2,554
千葉県	580	545	445	445	445	451		和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	1,179	1,357	熊本県	134	114	59	59	59	63
東京都	526	515	444	431	418	420		鳥取県	651	580	56	56	56	227	大分県	146	139	28	21	21	164
神奈川県	323	297	277	265	259	278		島根県	1,054	1,002	960	957	957	1,015	宮崎県	669	568	567	568	548	546
新潟県	186	164	57	57	57	209		岡山県	0	0	0	0	0	0	鹿児島	519	467	335	332	316	362
富山県	270	262	172	170	170	192		広島県	1	1	1	0	0	0	沖縄県	4	4	4	1	1	1
															合計	24,086	22,511	18,147	17,408	16,878	19,661

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について(令和7年4月時点)

都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	424	1,271		1,695	石川県	276			276	山口県	922			922
青森県	1,023	1,132		2,155	福井県	244			244	徳島県	9	356	111	476
岩手県		22		22	静岡県		999		999	香川県				0
宮城県		41		41	愛知県				0	愛媛県		41		41
秋田県	164			164	三重県		798		798	高知県	105	1,589		1,694
山形県	137			137	京都府	255			255	福岡県	507			507
福島県		444		444	大阪府			6	6	佐賀県	101			101
茨城県		292		292	兵庫県	250	2	301	553	長崎県	2,554			2,554
千葉県		451		451	和歌山県	66	756	535	1,357	熊本県	63			63
東京都		420		420	鳥取県	227			227	大分県	25	139		164
神奈川県		278		278	島根県	1,015			1,015	宮崎県	53	493		546
新潟県	208	1		209	岡山県				0	鹿児島	359	3		362
富山県	192			192	広島県				0	沖縄県		1		1
										合計	9,179	9,529	953	19,661

一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数(令和7年4月時点)は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 9,179
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 9,529
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 953

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第二十号）第十六条に規定する太平洋
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき當む共同漁業
- ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和二十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第一号若しくは第三号に掲げる漁業
- ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (ロ) 小型定置網漁業
 - (ハ) 底建網漁業
 - (ニ) 別表1の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業
- ヘ 法第一百二十二条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和七年四月一日から令和九年二月二十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による太平洋広域漁

業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始日の前日（令和六年十一月二十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十二号の3の(1)又は4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年一月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和五年一月一日から令和六年十一月二十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百二十二条第四項で準用する同法第二百二十二条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくかつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年一月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 太平洋において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下(3)において「当該者」という。）であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することでの

きない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が(1)のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるとときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されると。

(4) (1)又は(3)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者(以下「現被承認者」という)に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都

道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第二号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第二号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならぬ。
- (2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもつて、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになつた場合

ロ 法第百二十二条第四項において準用する法第百二十二条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ網漁業

別表2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

氏名 :

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県		所属漁協・支所	
	現行・新規 (どちらかに○)	変更 (該当項目のみ記入)	
承認番号	(新規の場合は空欄)		
氏名			
申請者住所			
使用する船舶	船名		
	漁船登録番号		
	船舶総トン数		
漁業の方法			
操業海域			
操業予定時期			
水揚げ市場 (又は漁協)			
備考			

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名） :

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	○○ 年 月 日から ○○ 年 月 日まで
年 月 日	
太平洋広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

氏名 :

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

氏名 :

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所 :

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 :

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針

令和6年 11月 18日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
①承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
②漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第48号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領

令和6年11月18日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第48号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合
 等の具体的な事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月10日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)のロの「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定による我が国全体の承認数の合計が 5000 を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月 24 日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000 を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く 14 日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所
青森県	(〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15)
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁
東京都	(〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	
和歌山県	
徳島県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろま

ぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。

- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
- ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式※1			摘要	
		第一号	第二号	第四号	第五号	承認番号の対応
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	○	—	△	—	—
	変更がある場合	○	—	△	—	○ 旧番号を継続
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)	○	—	△	—	○ 旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	○	○	△	—	○ 旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○ ○	○ 旧番号を継続
	廃業見合新規(者も船も変わる)※3	○	○	△	○ ○	新番号を付与
再交付申請	—	—	○	—	—	承認証を再交付する。
単純な廃業	—	○	△	—	○ —	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

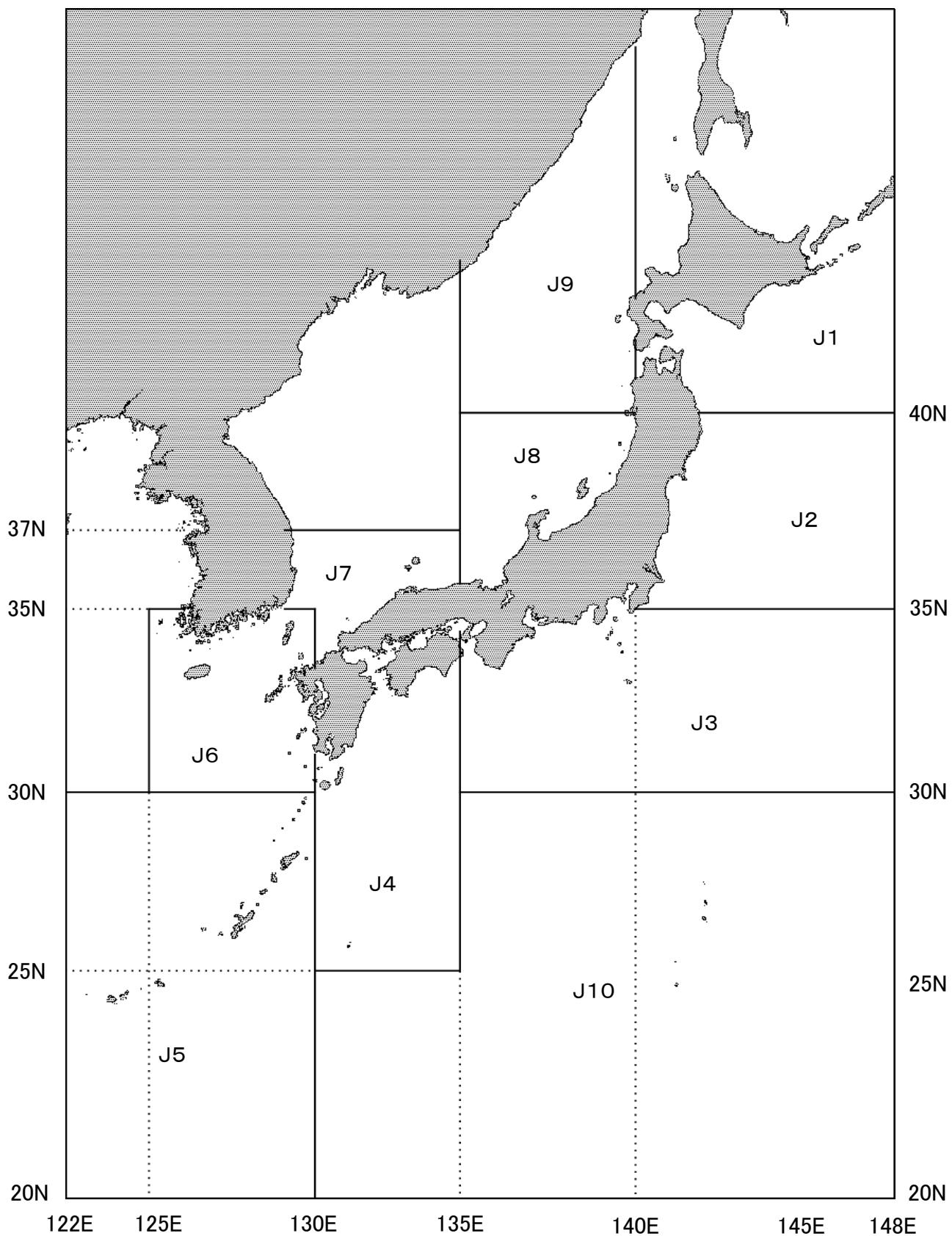
・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。

・承認証の承認期間にかかる記載は令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。

・再交付申請の場合は、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。

・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(別図)



複数都道府県をまたがる海域を回遊する資源の管理の取組状況
(令和7年11月現在)

		関係する委員会等
1	スケトウダラ日本海北部系群	日本海・九州西委 日本海北部会
2	太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
3	マサバ太平洋系群	太平洋委
4	太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
5	伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
6	伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
7	サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
8	カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）	瀬戸内委
9	日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
10	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委、瀬戸内委
11	日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
12	日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
13	日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
14	有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
15	九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
16	南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
17	太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委

水産資源ごとの検討状況（令和7年10月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ベニズワイガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日	令和7年3月24日			令和7年9月からTAC管理開始
ベニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）		令和7年2月12日	令和7年3月19日			令和7年9月からTAC管理開始
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	令和7年7月29日	今後開催			
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

令和8年度水産予算概算要求の概要

令和7年8月
水産庁

令和8年度水産関係予算概算要求の主要事項

～海洋環境の激変に負けない強い漁業と豊かで魅力ある浜づくりの実現に向けて～

令和7年8月
水産庁

(※) 各項目の下段 () 内は、令和7年度当初予算額

1 環境激変に適応するための大胆な変革の推進

① 海洋環境の急激な変化を的確に捉える資源調査・評価の推進

○ 海洋環境の急激な変化をリアルタイムに把握できるよう、水産研究・教育機構による海洋観測網の充実及び国内外の調査研究機関との連携強化を実施し、特に資源量の分布や成長・生残に大きな影響を及ぼす動物プランクトンの情報収集を強化するとともに、漁業者の感覚を評価に反映する観点も視野に入れて、漁業者から得られるデータの活用を進めることにより、最大持続生産量 (MSY) をベースとする精度の高い資源評価を実施し、海の見える化を実現。

86億円

(70億円)

また、水産研究・教育機構の調査船「蒼鷹丸」について、最新の調査機器等を導入した代船を建造し、資源評価等に必要な調査を実施。

○ 我が国周辺水域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業に対する万全な漁業取締り等を実施。

236億円

(153億円)

また、「白鷺」及び「白鷗丸」の代船を建造し、漁業取締船を適時かつ確実に派遣できる体制を構築。

② 海洋環境の変化に対応するための新たな操業の構築・推進

○ 海洋環境の変化に対応していくため、水産研究・教育機構開発調査センターがチャレンジする漁業者と連携し、国として新たな操業体制の構築や、新たな漁法・対象魚種の開発等の取組を実証。

(漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業)

10億円

(—)

○ 海洋環境の変化等に対応した持続的な漁業とするため、積極的に資源管理に取り組む漁業者の後押しとなるよう、高性能漁船の導入等による収益性向上等の実証の取組を支援。

100億円

(12億円)

(うち沖合遠洋漁業構造改革漁船導入支援事業)

30億円

(—)

また、これらの実証等で得られた成果の実装に必要な沖合・遠洋漁船のリース方式による導入を支援。

③ 経営環境の変化を見据えた将来構想に基づく遠洋漁業の構造 再編

- インド洋まぐろ類委員会（IOTC）における漁獲努力量規制強化の方針決定といった国際規制の強化に対応しつつ、経営環境の変化を見据えた将来構想に基づく遠洋漁業の構造再編を推進。(国際漁業等再編対策事業)
10億円
(一)
- 外務省・関係機関と連携しつつ、積極的かつ迅速な漁業協力により、太平洋島嶼国等との協力関係を強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保。7億円
(6億円)

④ IUU漁業を阻止するための取組の強化

- 水産流通適正化制度に基づく流通段階の情報伝達等の電子化等を推進するとともに、漁獲情報の電子的な情報収集体制の強化等に対応したシステムの整備を推進。16億円の内数
(7億円の内数)
- 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理等を円滑に行うため、太平洋クロマグロの放流・混獲回避の取組等の支援、操業の見える化実証の推進や輸入管理の強化を通じ、地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の資源管理を推進。

資源管理協定の高度化や持続可能な漁業・養殖業であることを示す水産エコラベル認証の取得を支援。

25億円の内数
(14億円の内数)
- 我が国周辺水域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業に対する万全な漁業取締り等を実施。

また、「白鷺」及び「白鷗丸」の代船を建造し、漁業取締船を適時かつ確実に派遣できる体制を構築。

236億円
(153億円)

2 未来の漁業を担う経営体・人の確保

① 地域を担う漁業者を後押しするための仕組みづくり

- 地域漁業の協業化・法人化など、将来にわたって地域を支えていく漁業者の積極的な経営展開による収益性向上等の実証の取組を後押しするとともに、協業化による収益性の向上等に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入や共同利用施設等の整備を支援。

160億円の内数
(61億円の内数)

- 漁業者等へのスマート機械導入、地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成等の取組を支援。

16億円の内数
(7億円の内数)

- 水産高校卒業生の漁業就業を促すため、水産庁と文部科学省が連携し、漁業会社へのインターンシップや漁業会社等による出張ガイダンスの実施など漁業への理解を深め、漁業の魅力を発信する取組を促進するとともに、若手漁業者の経営能力・技術の向上に向けた幅広い研修機会を確保。

10億円
(4億円)

② 漁業を魅力ある職業とするための働き方・職場環境の改善、新規就業者の受入体制の拡充

- 居住環境やインターネット環境の整備等により、労働条件向上を含む収益性向上等に必要な漁船のリース方式による導入を支援。

70億円の内数
(30億円の内数)

- 新規就業者を将来にわたり漁業に定着させるため、複数の指導漁業者の下での研修を含めた長期研修の実施、就労環境等の改善につながる取組を実施する漁業経営体の支援、海技士の確保や海技資格の取得等を支援するとともに、多子世帯の学生に対する、水産大学校への入学料・授業料の無償化を実施。

201億円の内数
(172億円の内数)
(うち水産研究・教育機構運営費交付金)
191億円
(169億円)

3 豊かで魅力ある浜づくり

① 海業の全国的な展開の加速化による新たな源泉づくり

- 海業の立ち上げに必要な実証調査やモデルづくり、民間事業者や地域のサポート役となるN P O 法人等（いわゆる中間支援組織）との連携の仕組みや体制づくり、地域において漁業者等が海業の一歩を踏み出すための取組等を支援。8億円
(3億円)
- 水産物の消費増進や交流促進に資する施設の整備、既存施設への海業機能の付加、海業の推進に向けた漁港の有効活用のための環境づくり等を支援。873億円の内数
(732億円の内数)
- 海業の展開とあわせて、漁業所得の向上を目指す漁業者等に必要な共同利用施設等の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策など浜プランの着実な実施を推進。50億円の内数
(20億円の内数)

② 漁村環境の保全に向けた漁業者活動の推進

- 漁場生産力の強化やブルーカーボン生態系にも資する藻場・干潟等の保全活動や離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組等を支援。52億円
(27億円)
また、海洋プラスチックゴミの回収や、廃漁網等の集積・分別・回収等の効率化・低コスト化を目指したリサイクルのモデル実証といった漁村環境の保全に向けた活動を推進。
- 赤潮、海水温変動といった環境変化に対応するため、赤潮の早期感知に向けたモニタリング体制構築や養殖生け簀の大型化等による被害軽減に資する取組、有害生物による漁業被害防止及び栄養塩類対策等の取組、さけ定置の合理化等に向けて漁協等が行う養殖転換等を支援。25億円
(5億円)
また、海洋環境変化が採苗や生産等に大きな影響を及ぼすホタテ、カキ、ノリ等における環境変動対応のための取組を支援。

③ 魚食の拡大に向けた新たなアプローチ

- 魚の生産から消費、生活文化を総合的につなげる「ぎょしょく」の考え方のもと、学校給食での地場・国産水産物利用等の推進、簡単調理・掃除でアプローチする魚食普及活動や「さかなの日」等の官民協働による水産物の消費拡大の取組を推進するとともに、クロダイをはじめとする植食性魚類等の低・未利用資源の活用を推進。14億円の内数
(6億円の内数)
- 水産物輸出の促進に向けて水産加工業者等によるH A C C P（ハサップ）等の輸出先国の規制に対応するための施設・機器の整備等を支援。1億円
(1億円)

4 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

① 養殖技術立国の確立

- 世界をリードする養殖技術を確立するため、種苗の初期餌料として、栄養価が高く、成長に優れるカイアシ類の大量培養技術の開発やブリ等の成長に優れた優良系統の種苗開発を支援。

4 億円

(3億円)

- 大規模沖合養殖システムの実証、経営体が協業化等して実施するマーケットイン型養殖の実証による収益性向上の取組等を支援。

70 億円の内数

(12億円の内数)

② 内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策

- 地域の人材と連携した内水面漁場の効率的な管理、カワウ等の食害防止活動、ウナギ等の内水面資源の回復、ウナギ人工種苗の大量生産システムの実用化、環境変化に対応した増殖手法の改良、サケの回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築等の取組を支援。

14 億円

(13億円)

③ 捕鯨対策

- 鯨類科学調査による科学的データの収集、捕鯨業の円滑な実施の確保のための実証事業、持続的利用を支援する国との連携、鯨類科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援。

(所要額)

51 億円

(51億円)

④ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

- 収益力向上や広域合併・事業連携等に取り組む漁協に対してコンサルタント等を派遣し、経営基盤の強化を図るための取組等を支援。

4 億円

(3億円)

⑤ 持続可能な加工・流通システムの推進等

- 原材料不足、輸送能力不足、高付加価値化による経営力向上など水産加工業の課題解決に向けた、サプライチェーン上の関係者や専門家等の幅広い連携によるICT等の先端技術導入を図るとともに、水産加工業者等への原材料の安定供給のための水産物供給における平準化の取組を支援。

14 億円

(6億円)

⑥ 漁業経営安定対策の着実な実施

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策（積立ふらす）を実施。

280 億円

(273億円)

- 燃油や配合飼料の価格上昇に対する対策や経営改善の取組を行う経営改善漁業者等に対する金融支援等を実施。

145 億円

(15億円)

5 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靭化の推進

① 水産基盤整備事業<公共>

- 抛点漁港等の流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、海洋環境の変動に伴う魚種変化等に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全・創造、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靭化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進。

865億円
(731億円)

② 漁港の機能増進

- 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港ストックの利用適正化、漁業の操業形態の転換・養殖転換、漁港のグリーン化に資する施設の整備を支援。

8億円
(2億円)

③ 農山漁村地域整備交付金<公共>

- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備（漁村環境整備を含む。）や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付。

(農村振興局計上)
884億円の内数
(762億円の内数)

④ 海岸堤防等の対策<公共>

- 大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や老朽化が進行した海岸保全施設の改修等を支援。

42億円
(37億円)

⑤ 漁港関係災害復旧等事業<公共>

- 令和6年能登半島地震や激甚化する台風等により被災した漁港・海岸等の速やかな復旧等を支援。

10億円
(10億円)

6 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

① 水産業復興販売加速化支援事業

(復興庁計上)

- ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県を始めとした被災地域における水産加工業の販路回復を促進する取組や被災地水産物の販売促進に必要な取組等について支援。

37億円

(41億円)

② 被災地次世代漁業人材確保支援事業

(復興庁計上)

- 震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含めた長期研修支援等を支援。

5億円

(5億円)

- 震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援。

17億円

(17億円)

③ 水産物のモニタリング・水産業の生産対策

(復興庁計上)

- ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制するための水産物の放射性物質モニタリング検査を実施。

7億円

(7億円)

- 被災地における種苗の生産・放流の取組を支援。

7億円

(9億円)

- 福島県及び近隣県において、新船の導入又は既存船の活用により、収益性の高い操業・生産体制への転換等を図る取組を支援（漁業・養殖業復興支援事業）、漁業者グループへの漁業用機器設備の導入支援を実施。

205億円

(48億円)

④ 災害関連融資

(復興庁計上)

- 被災した漁業者等の復旧・復興の取組に対して金融支援を実施。

(融資枠)

74億円

(122億円)

※ 農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び「総合的な TPP 等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討。

＜対策のポイント＞

海洋環境の変化に対応できる精度の高い資源評価を行うため、調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等によるデータの収集及び資源評価の高度化の取組により、資源調査・評価の体制を強化し、最大持続生産量（MSY）をベースとする資源評価の実施、資源の水準及び動向の判断、不漁等を含む資源変動要因の解明を推進します。

＜政策目標＞

資源評価の着実な実施と高度化（MSYをベースとする資源評価対象資源数 38資源 [令和6年度] → 43資源 [令和10年度まで]）等

＜事業の内容＞

1. 海洋環境要因の把握（不漁要因の解明等）

マサバ、スルメイカ、サンマ等の不漁となっている魚種に関して、プランクトンカメラや自動観測機器（水中グライダー、観測ブイ）等による海洋観測データを活用することで、水温、海流及び餌料環境等の情報を効率的に収集し、海洋環境変化と不漁等の資源変動要因の関係解明に取り組みます。また、不漁魚種の飼育実験により水温・餌と成長・成熟の関係を調査します。

2. データの収集及び資源調査

都道府県水産試験研究機関及び大学等と連携し、調査船等による資源調査や体長測定システムも活用した市場調査を行い生物学的情報、再生産情報、年齢別の漁獲情報等を収集するとともに、従来の漁船活用型調査の他、漁船で取得された音響データを活用することで、資源評価の精度向上に取り組みます。

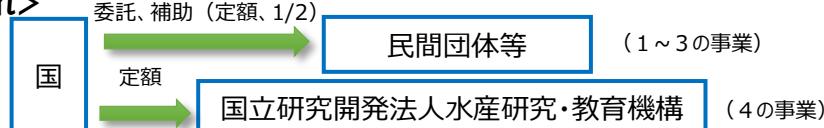
3. 資源評価の実施及び高度化、理解促進等

資源調査等により得られたデータを解析し、MSYをベースとした資源評価の実施や、資源水準及び資源動向の判断を行います。外部有識者によるピアレビュー及び二国間・多国間の枠組みを活用した研究連携を推進し、資源評価の高度化に取り組みます。また、資源評価の方法や評価結果を漁業関係者へ情報提供することで、理解促進を図ります。

4. (国研) 水産研究・教育機構の漁業調査船の代船建造

漁業調査船「蒼鷹丸」について、高まる資源調査のニーズへの対応と様々な海域や気象・海象下における確実かつ効率的な調査の遂行のため、代船を建造します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

水産研究・教育機構、都道府県、大学等が共同で実施

○データの収集・資源調査

- ・国、都道府県が連携して調査船調査や漁獲報告により情報を収集
- ・市場調査や漁船活用型調査等を充実させ、漁業者等と連携し情報を収集
- ・北太平洋漁業委員会（NPFC）等、我が国の漁業に強く関係する国際資源管理種の資源や生態の情報を収集
- ・水産資源に変動を及ぼす海洋環境の調査 等

○漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造

- ・高まる資源調査のニーズへの対応
- ・様々な海域や気象・海象下における確実かつ効率的な調査の遂行
- ・建造から30年経過し、安全な運行と調査の実施に支障



MSYベースによる資源評価

- MSY水準に基づく資源状態の判断
- 生物学的許容漁獲量(ABC)の算定等

資源水準・資源動向による資源評価

- 資源量指標値等の分析
- 資源水準・資源動向の判断

国際資源の資源評価

- 調査船調査の結果も含めた資源水準・資源動向の解析

○資源評価結果の活用

- ・資源状態、ABCといったMSYベースの資源評価を提供
- ・資源水準・動向の情報を地域に提供し、自主的な取組である資源管理協定等に活用
- ・我が国の漁業に関する公海域などの国際資源管理の強化

【お問い合わせ先】

(1~3の事業) 水産庁漁場資源課 (03-6744-2377)
(4の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)

国際漁業等再編対策事業

令和8年度予算概算要求額 1,000 百万円 (前年度 -)

＜対策のポイント＞

漁業に関する国際規制の強化に対応するため、閣議了解に基づく減船を実施した漁業者に対する救済費及び処理費交付金を交付します。

また、TAC対象魚種の拡大、IQ導入等新たな資源管理への移行に伴い影響を受ける漁業者による減船等の構造再編や、それにより影響を受ける加工業者による原料転換の取組等を支援します。

＜事業目標＞

国際漁業及び国内漁業の計画的かつ円滑な再編整備の推進

＜事業の内容＞

1. 国際漁業再編対策事業

① 減船漁業者救済対策事業

再編整備の実施計画に従って廃業した者に対し、**救済費交付金**を交付します。

② 不要漁船処理対策事業

再編整備の実施計画に従った廃業により不要となった漁船をスクラップ処分した

者に対し、**処理費交付金**を交付します。

2. 新資源管理導入円滑化等推進事業

① 減船・休漁等支援促進事業

新たな資源管理への移行に伴い影響を受け、漁船隻数の縮減や休漁を行う漁業者に対し、**減船・休漁等**を支援します。

② 水産加工業支援事業

減船・休漁等支援事業の再編に伴い影響を受ける加工業者に対し、原料転換に伴う**機器整備等及び原料調達等**に係る掛かり増し経費等を支援します。

③ 相互扶助漁獲支援事業

ア 同一資源を利用する漁業者間において、若齢魚を獲り控える漁業者に対し、成魚を漁獲し利益を得る漁業者が、**とも補償を行う場合**等に上乗せ支援します。

イ クロマグロを利用する漁業者間において、小型魚（30kg未満）から**大型魚に漁獲対象を転換**する取組を支援します。

＜事業イメージ＞

1. 国際漁業再編対策事業

① 減船漁業者救済対策事業

（救済費交付金の交付）

国際規制の強化により
操業の継続が不可能

廃業

② 不要漁船処理対策事業

（処理費交付金の交付）

国際規制の強化により
操業の継続が不可能

処分

② 水産加工業支援事業

原料転換等に伴う経費支援

- ・製造ライン改修
- ・機器整備
- ・マーケティング経費

掛かり増し経費

- ・遠隔地からの原料確保に伴う運賃
- ・原料変更に伴うパッケージ変更

③ 相互扶助漁獲支援事業

通常は定置網で魚種Aを漁獲

若齢魚

放流

成長

漁獲

漁獲

漁獲

漁獲

漁獲

2. 新資源管理導入円滑化等推進事業

① 減船・休漁等支援促進事業

資源管理と漁業経営の両立が困難



新たな資源水準に見合った漁業体制を構築

廃業

廃業

一定期間の休漁

休漁

＜事業の流れ＞

国

基金管理団体

定額、2/3、1/2

事業実施主体
(漁協、水産加工業者等)

定額

漁業者等

* 2. (2)の事業のみ事業実施主体まで

[お問い合わせ先] 水産庁企画課 (03-6744-2341)

＜対策のポイント＞

漁獲情報等の電子的な収集体制の強化等に対応したシステムの運用保守・整備や生産性の向上のためのデータ収集・利活用、人材育成、機械導入・普及活動支援、省人省力化技術開発を進めます。また、適正な管理体制の構築のため、操業の透明性を確保する手法を確立します。さらに、水産流通適正化制度の円滑な実施に向けて、漁協等が行う流通管理・伝達の電子化・効率化や証明書等を電子的に申請・発給するためのシステム開発に取り組みます。

＜事業目標＞

- 新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量444万t [令和12年度まで]）
- 太平洋クロマグロ等の電子的かつ効率的な流通管理・伝達体制の整備（21都道府県 [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. スマート水産業普及推進事業

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者を育成支援とともに、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組、都道府県におけるスマート化に向けた普及活動の取組への支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進します。

2. まき網漁業の自動操業に向けたAI技術の開発

漁業就業者の減少や高齢化を見据えて、適切な漁船の進入方向や船速、投網タイミングなどを計算し、漁業の自動操業に結びつく技術をAIを活用して開発します。

3. 操業の見える化実証事業

漁船にカメラ等を設置し、操業状況の記録方法及び記録した画像情報の解析手法等の開発を行い、操業の透明性を確保する手法を確立します。

4. 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策

太平洋クロマグロ等の漁協等が行う地域における流通管理・伝達の電子化・効率化に向けた取組等を支援します。

5. 水産流通適正化制度における電子化推進事業

既存の情報伝達システムの運用保守・改修等を行うとともに、適法採捕証明書等を電子的に申請・発給するためのシステム開発に向けたテストを行います。

6. スマート水産業情報システム構築推進事業

漁獲情報等の電子的な収集体制の強化、資源管理・評価の高度化に対応したシステムの運用保守・整備に取り組みます。

＜事業イメージ＞

スマート水産業の推進

水産業の成長産業化に向けた取組

＜目的＞漁業・養殖業の生産性向上

勘と経験に基づく漁業からの脱却、スマート水産技術の生産現場への展開、データの利活用

水産資源の持続的利用のための取組

＜目的＞資源評価・管理の高度化

資源評価の精度向上、適切な数量管理の実現、資源管理の徹底

スマート水産業推進事業

漁獲情報等を収集・管理する機能等を持つシステムの一体的な整備、運用等や人材育成・機械導入支援を実施します

1. スマート水産業普及推進事業

生産現場でのスマート化の取組を全国に伝播することで、水産業の成長産業化を推進

2. まき網漁業の自動操業に向けたAI技術の開発

漁業の自動操業に結びつく技術を開発することで、水産業の成長産業化を推進

6. スマート水産業情報システム構築推進事業

漁業者に海洋環境情報等を提供すること等で、水産業の成長産業化を下支え

3. 操業の見える化実証事業

我が国周辺水域における適正な管理体制の構築

4. 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策

- ・太平洋クロマグロの資源管理の強化の推進
- ・うなぎ稚魚流通の一元的管理体制を構築

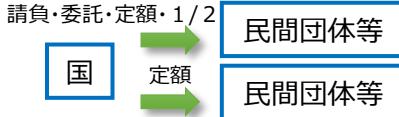
5. 水産流通適正化制度における電子化推進事業

証明書発行、情報伝達等の電子化推進

6. スマート水産業情報システム構築推進事業

- ・知事許可、大臣許可漁業の漁獲情報
- ・TAC管理・IQ管理、許可情報
- ・かつお・まぐろ等国際資源の漁獲情報
- ・生物、海洋環境データ等

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1、2、6の事業) | 水産庁研究指導課 (03-6744-0205) |
| (3の事業) | 漁獲監理官 (03-6744-7134) |
| (4の事業) | 栽培養殖課 (03-3502-8489) |
| (4、5の事業) | 加工流通課 (03-6744-2519) |

新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業

令和8年度予算概算要求額 962百万円 (前年度 706百万円)

＜対策のポイント＞

改正漁業法の下、資源管理体制の構築を推進するため、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理・IQ管理の運用に必要な体制の強化、自主的な管理の強化等を行うとともに、国際資源の管理体制構築を推進します。

＜事業目標＞

資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t [令和4年度] → 444万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 資源管理協定高度化等推進事業

① 資源管理協定高度化推進事業

自主的な資源管理の体制を高度化するために、協定の履行確認、取組の効果の検証のための漁業者からの海洋・漁獲データの収集、優良事例の共有・横展開及び情報発信の取組等を支援します。

② 数量管理体制構築推進事業

ア IQ管理の推進に向けた調査等の取組を支援します。

イ 定置網漁業等における数量管理促進のための技術開発を支援します。

③ クロマグロ混獲回避活動等支援事業

クロマグロ資源管理のために行う混獲回避、操業転換等の取組を支援します。

④ 遊漁資源管理システム構築事業

ア 適切なTAC管理体制を確立するため、遊漁による採捕量等を把握するための調査を実施します。また、クロマグロ遊漁について管理の高度化を図るために、必要なシステムの整備・改修を行います。

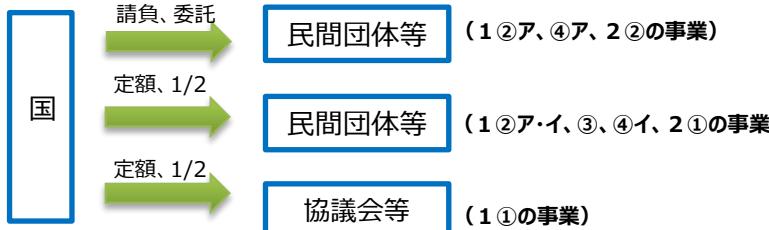
イ 遊漁者に対する資源管理の指導、遊漁船における採捕量の収集を促進させる取組に加え、円滑な漁場利用の体制構築等に必要な経費を支援します。

2. 国際資源の管理体制構築促進事業

① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。

② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の国際管理資源の管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国内資源の管理体制構築促進

「自主的な管理を強化」

資源管理協定の高度化

・資源管理協定の取組の着実な実施に加え、その効果の検証のために必要な調査指導等の実施、優良事例の共有・横展開・付加価値向上のための情報発信の取組を支援

「遊漁採捕量等の把握・クロマグロ遊漁の管理高度化、遊漁者等への周知啓発」

- ・遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣等を支援
- ・クロマグロ遊漁の管理高度化のためのシステムを整備

国際資源の管理体制構築促進

- ・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
- ・VMSシステムによる操業管理、違法操業抑止・システム保守による監視強化
- ・科学オブザーバーやEMで資源評価・管理に必要なデータを収集・分析、データ解析の充実による監視強化
- ・漁獲証明制度、DNA検査等による輸入まぐろ類の管理・集計・分析の実施

【お問い合わせ先】

- (1 ①、②ア、③の事業) 水産庁漁獲監理官 (03-3502-8452)
(1 ②イの事業) 研究指導課 (03-6744-0205)
(1 ④の事業) 管理調整課 (03-3502-7768)
(2 の事業) 国際課 (03-3501-3861)

<対策のポイント>

栽培漁業を、資源管理の一環として資源評価を踏まえて効果的に実施していくため、環境変化に対応した増殖手法の改良等の取組とともに、さけ・ますの地域全体の回帰率の向上を目指した広域連携体制を構築するための取組を支援します。

<政策目標>

放流数量に対する放流由来の漁獲数量の割合 (1.7% [令和5年度] → 3.3% [令和12年度まで])

<事業の内容>

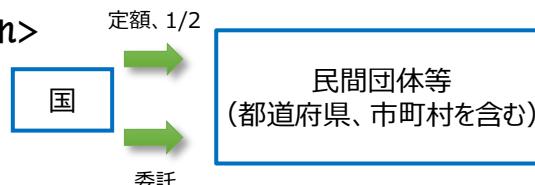
1. 広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流

- ① 海水温上昇等の環境変化に対応した増殖手法の改良、都道府県間の連携体制構築、遺伝子解析等を活用した広域種の資源造成効果の検証等の取組を支援します。
- ② 資源管理に取り組む漁業者からのニーズの高い新規栽培対象種の種苗生産・放流技術の開発を行います。

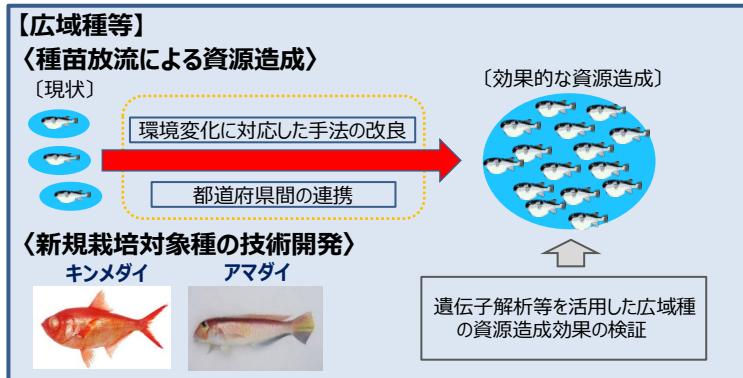
2. さけ・ます類の回帰率向上に向けた調査・技術開発

- ① 放流種苗の大型化を目指したふ化放流の広域連携体制を構築とともに、河川間の連携により地域全体の放流効果を最大化するための取組を支援します。また、放流魚の回帰効果を調査・検証とともに、これまでに得られた種苗生産・放流技術を広く普及する取組を支援します。
- ② 放流後の河川や沿岸での減耗軽減に有効と考えられる大型種苗の飼育技術開発や沿岸域での生残条件解析等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



資源
造
成
・
回
復

＜対策のポイント＞

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填するとともに、漁業共済への加入の合理化を推進します。

＜事業目標＞

漁業経営安定対策の下で資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合 (90% [令和8年度まで])

＜事業の内容＞

1. 資源管理等推進収入安定対策事業

＜積立ぶらす＞

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。(漁業者と国の積立金の負担割合は、1:3)

2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業

＜共済掛金の追加補助＞

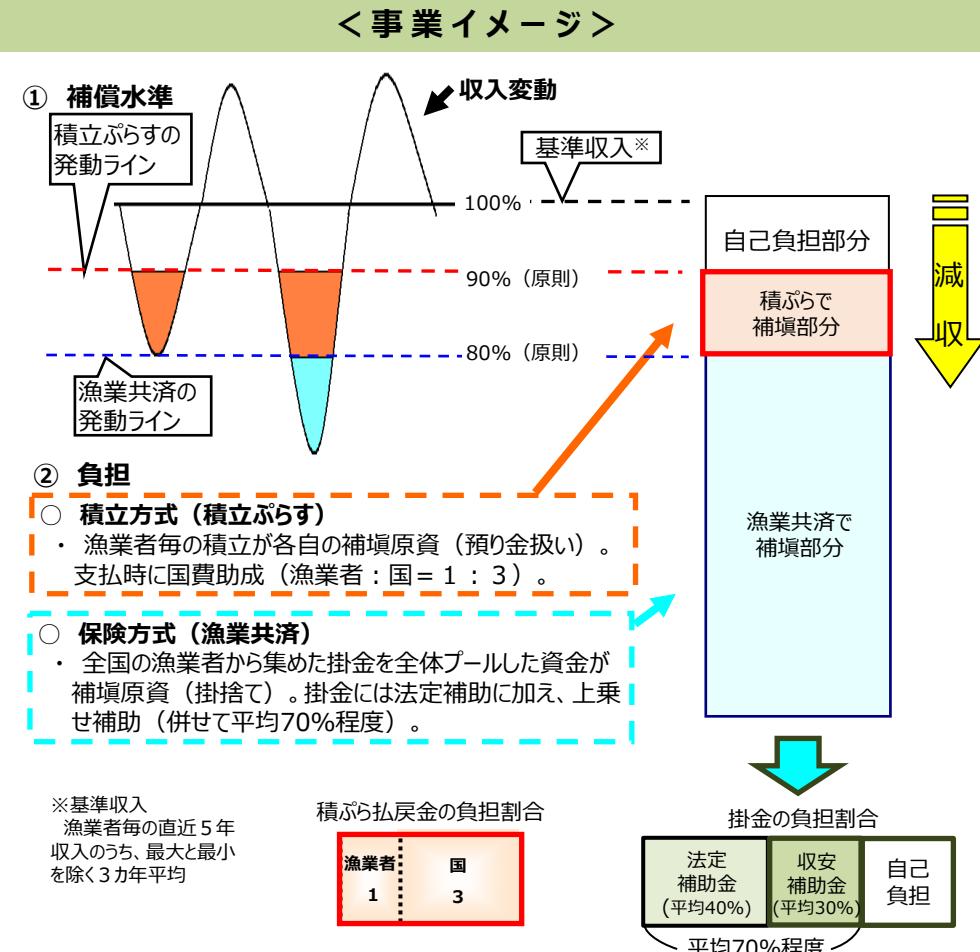
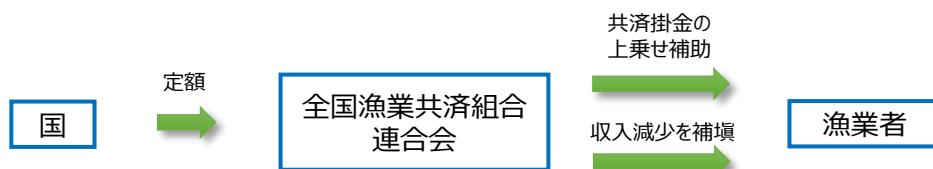
計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者に対し、共済掛金への漁災法の法定補助に加え、上乗せ補助をします。

(国の上乗せ補助は、共済掛金の30% (平均) 程度)

3. 収入安定対策運営費

事業を運営するために要する経費について補助します。

＜事業の流れ＞



広域漁業調整委員会の 今後の役割の検討について

令和 7 年 11 月

1 背景

広域漁業調整委員会（広調委）は、これまで、クロマグロ、キンメダイ、サワラ、トラフグ、ガザミに関する「委員会指示」の発動など、複数都道府県にまたがる海域を回遊する広域資源の管理に重要な役割を果たしてきた。

一方で、平成30年に漁業法が改正され、資源管理の基本をTAC管理とすることとなり、TAC対象種及び候補種については、広調委とは別に意見交換等を行う場が設けられるようになった。このため、広域資源の管理に対する広調委の役割について、令和7年春の広調委において、事務局から以下の提案を行った。

2 令和7年春の広域漁業調整委員会での事務局からの提案

今後の広調委は、漁業法に基づく資源管理を進めていく上での課題解決、例えば、小型魚の漁獲抑制や届出制の導入などに関し、省令や漁業調整規則を行う前段階として、「委員会指示」を出すことで、重要な役割を担っていただける部分が大きいのではないかと考えている。

こうした考え方の下、まずは、漁業法に基づく資源管理における今後の広調委の役割について、水産庁で案の検討を行った上で、本年秋に開催予定の広調委において、委員の皆様にご議論いただくこととしてはどうかと考えている。



上記を踏まえ、まずは、広域漁業調整委員会で取り扱う資源について、「委員会指示」の有無に焦点を当てて、取り扱う意義をご議論いただきたい。

広域漁業調整委員会で取り扱ったことのある資源について

関係する委員会等	委員会指示の有無	最新の委員会指示の有効期間
マサバ太平洋系群【TAC】	太平洋委	無
太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会	無
太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会	有
伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会	無
伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会	有(現在は失効)
サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委	有
カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘) 【TAC】	瀬戸内委	無
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委、瀬戸内委	無
日本海沖合ベニズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委	無
日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ【TAC】	日本海・九州西委	無
スケトウダラ日本海北部系群【TAC】	日本海・九州西委 日本海北部会	無
日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会	無
日本海西部アカガレイ、ズワイガニ【TAC】	日本海・九州西委 日本海西部会	無
有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会	有
九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会	有
南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会	無
太平洋クロマグロ【TAC】	日本海・九州西委、太平洋委、瀬戸内委	承認:有 遊漁:有

事例1：日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ

【現状】

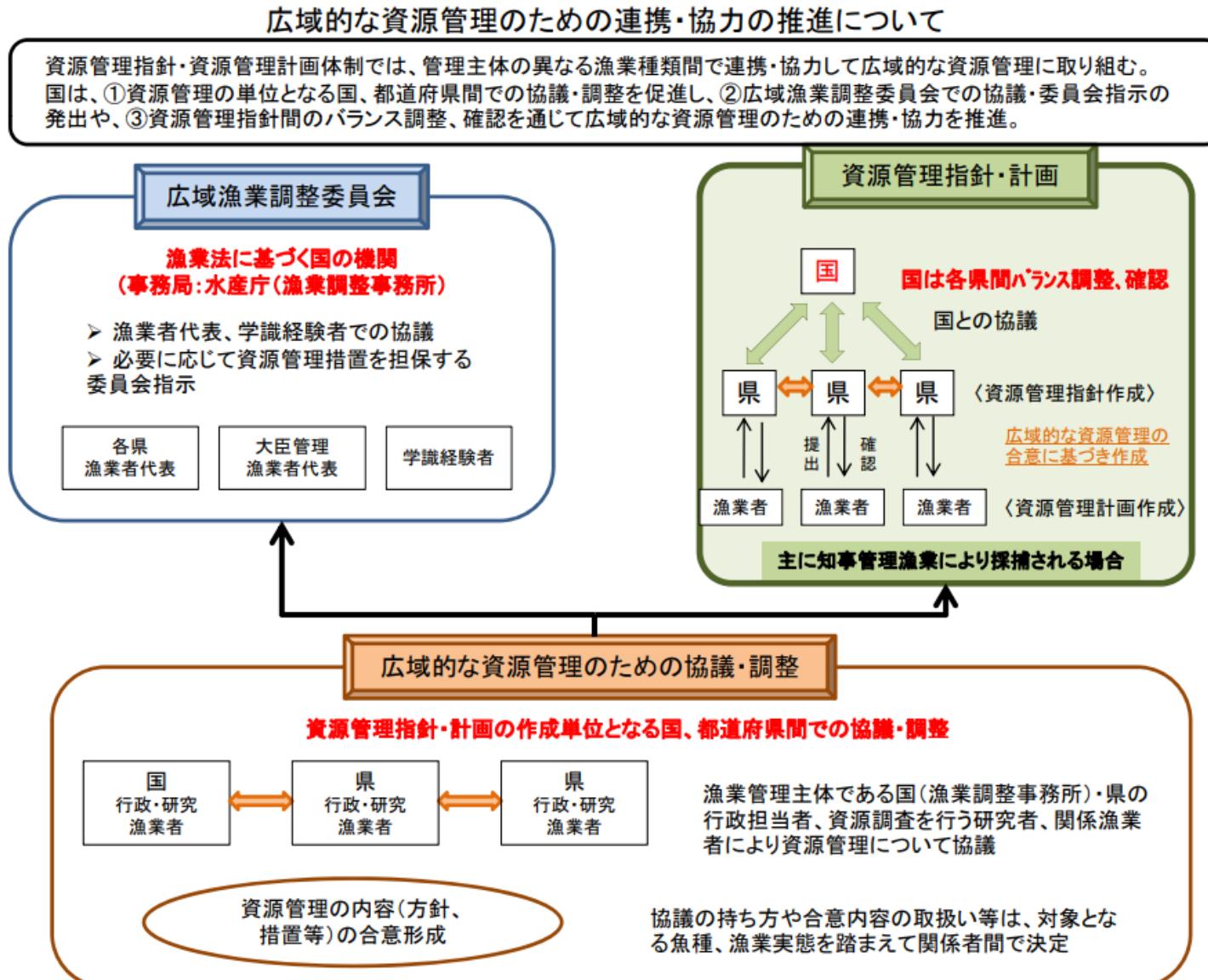
- 平成17年から、マアジを対象とした資源回復計画の作成に着手。マサバ、マイワシもその対象に追加するなどしながら、平成21年3月、3資源に対する同計画が作成された。
- 平成23年の資源回復計画制度の終了に伴い、平成24年からは、資源管理指針・計画体制へ移行。その際、平成23年秋の広調委で水産庁が示した「今後の広域的な資源管理のための連携・協力の推進について」（次ページ参考）を踏まえ、本件資源管理の関係者間の合意文書として「広域資源管理方針」が策定された。
- 以降、同方針に基づいてまき網漁業者が小型魚の保護等の自主的な資源管理に取り組んでおり、毎年関係者間で資源管理の取組状況について共有されるとともに広調委で報告されている。
- 「広域資源管理方針」は5年ごとに見直すこととされており、見直し後の方針は広調委で報告されている。

【広調委への報告の必要性（関係者聞き取り結果）】

- 水産庁が整備したマウンド礁（※1）の周辺の資源管理措置（※2）について、「広域資源管理方針」の中にのみ記載されている。
(※1) 石材やブロックを投入して造成する山脈状の構造物
(※2) マウンド礁周辺から半径1マイル以内においては、マアジ、マサバ、マイワシの採捕を目的とした操業は行わない
- 「広域資源管理方針」が広調委で報告・公表されることによって、関係団体が、所属する漁業者に対して資源管理の取組を強く指導できる。また、関係漁業者が小型魚の保護等の取組をしていることを周知できる。

【参考】資源管理指針・計画体制への移行

(当該体制は令和5年度末までに漁業法に基づく資源管理協定に移行)



事例2：日本海沖合ベニズワイガニ

【現状】

- 平成17年に資源回復計画が作成されて以降、平成23年度末まで、同計画に基づく広域的な資源管理の取組が実施された。
- 平成24年度以降は、資源管理指針・計画体制による資源管理が実施された。
- この間、生産者・加工仲買業者・卸売業者の三者が集まる境港ベニズワイガニ産業三者協議会等において、水揚状況、資源状況、取組状況及びその他必要な報告及び情報共有等が行われるとともに、広調委にて取組状況等が報告された。
- ベニズワイガニ日本海系群は、令和7年9月1日からTAC管理へと移行した。
(大臣管理水域：漁業法に基づくIQ管理。知事許可水域：ステップアップ管理。)

【広調委への報告の必要性（関係者聞き取り結果）】

- ベニズワイガニの資源管理においては、数量による管理のみならず、漁具規制や小型個体の保護といった取組が重要であり、引き続き、広調委に対して報告して実施する必要がある。

事例3：太平洋北部沖合性カレイ類

【現状】

- 平成13年、資源量や漁獲量が減少している魚種（サメガレイ、キチジ）及び小型魚の混獲割合の高い魚種（キチジ、ヤナギムシガレイ、キアンコウ）が資源回復計画の対象種として選定され、平成15年に、これらを対象とする同計画が作成された。
- 平成24年の資源管理指針・計画体制への移行後も、青森県から茨城県までの漁業者間で意見交換会を開催しながら資源管理の取組が継続されている。

【広調委への報告の必要性（関係者聞き取り結果）】

- 広調委において本取組が取り扱われている結果、保護区設定の取組等に関し、漁業者の意識の高さが感じられる。
- 今後のTAC管理導入も含めた議論に向けて、広調委への報告を含め、本取組を継続することが重要である。

事例4：カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）

【現状】

- 平成17年3月に資源回復計画を作成した際に、休漁の取組を担保するため、委員会指示が発出された。
- 資源回復計画が終了した平成24年度以降は、燧灘資源管理検討会（瀬戸内海漁業調整事務所、県（広島、香川、愛媛）、研究機関）が設置され、年1回のペースで資源管理の状況を広調委に報告する体制とされた。この体制への変更に伴い、委員会指示の発出は終了した。
- 平成31年3月の広調委において、資源管理の取組が円滑に実施されていること等を踏まえ、以降は、報告の必要性が生じた場合にのみ広調委へ報告することとされた。（それ以降、広調委への報告はなされていない。）
- 令和7年1月から、TACのステップアップ管理の対象となった。

委員会指示が無いもの

- (1) 漁業法に基づく資源管理の推進のため、
委員会指示を活用することはできないか。
- (2) カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）のように、
報告の必要性が生じた場合にのみ広調委に報告することはできないか。

委員会指示が有るもの

委員会指示の改正等の必要性に応じて協議

広域漁業調整委員会の概要

1 委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正により国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

- ・太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行います。

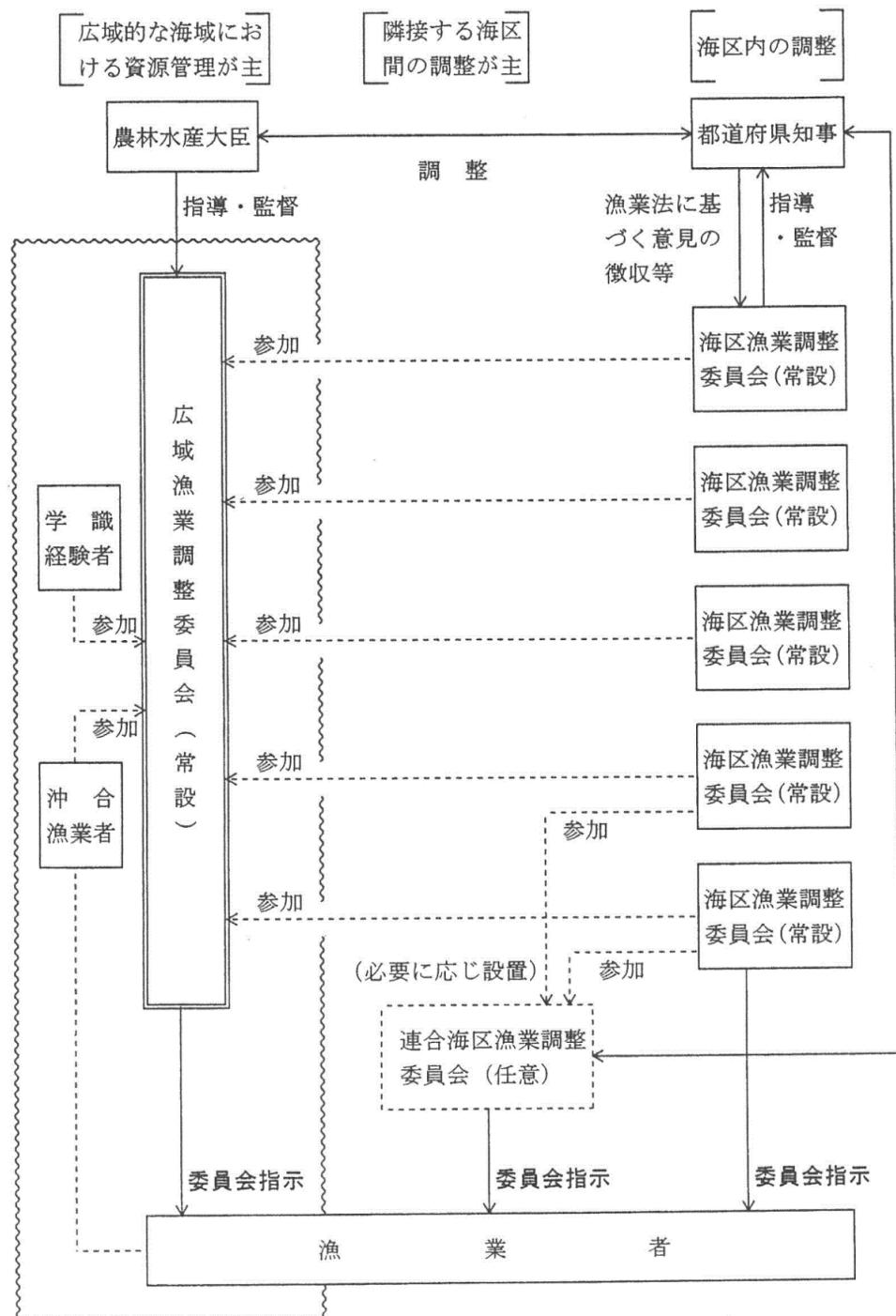
- ① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ② 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ③ ①に関連する漁業調整

3 委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成され、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の各委員会の委員数は、それぞれ28名、14名、29名（計71名）です。

また、太平洋と日本海・九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数は、バランスがとれるようにしています。

漁業調整委員会の主な仕組み

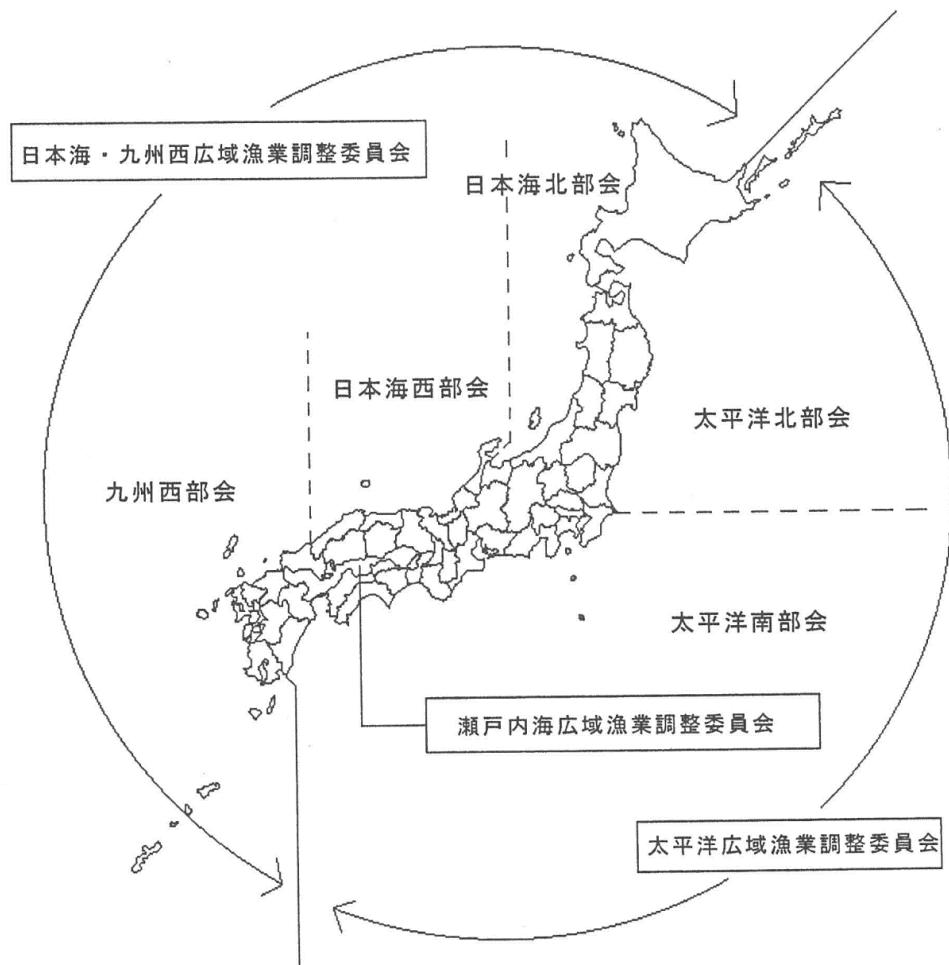


※ 2以上の海区漁業調整委員会がある都道府県は、互選により1名の代表者が広域漁業調整委員会に参加する。

広域漁業調整委員会の区分について

広域漁業調整委員会	部会	都道府県	関係海区漁業調整委員会	広域漁業調整委員会の委員構成
太平洋広域漁業調整委員会	太平洋北部会	北海道	渡島、胆振、日高、 釧路・十勝、根室	委員数 28 海区代表 18 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県東部	
		岩手県	岩手	
		宮城県	宮城	
		福島県	福島	
		茨城県	茨城	
	太平洋南部会	6道県	10海区	
		千葉県	千葉	
		東京都	東京	
		神奈川県	神奈川	
		静岡県	静岡	
瀬戸内海広域漁業調整委員会		愛知県	愛知	委員数 14 海区代表 11 漁業者代表 3
		三重県	三重	
		和歌山县	和歌山	
		徳島県	徳島	
		高知県	高知	
		愛媛県	愛媛	
		大分県	大分	
		宮崎県	宮崎	
		12都県	12海区	
		和歌山県	和歌山	
日本海・九州西広域漁業調整委員会	日本海北部会	大阪府	大阪	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		兵庫県	兵庫県瀬戸内海	
		岡山県	岡山	
		広島県	広島県瀬戸内海	
		山口県	山口県瀬戸内海	
		徳島県	徳島	
	日本海西部会	香川県	香川	
		愛媛県	愛媛	
		福岡県	福岡県薩摩前	
		大分県	大分	
		11府県	11海区	
	日本海西部会	北海道	石狩・後志、檜山、渡島、 網走、宗谷、留萌	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		青森県	青森県西部	
		秋田県	秋田	
		山形県	山形	
		新潟県	新潟、佐渡	
		富山県	富山	
	九州西部会	6道県	12海区	
		石川県	石川	
		福井県	福井	
		京都府	京都	
		兵庫県	但馬	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		鳥取県	鳥取	
		島根県	島根、隠岐	
		6府県	7海区	
		山口県	山口県日本海	
		福岡県	筑前、福岡県有明	
		佐賀県	佐賀県松浦、佐賀県有明	
		長崎県	長崎県南部、長崎県北部、 五島、対馬	委員数 29 海区代表 19 漁業者代表 7 学識経験者 3
		熊本県	熊本県有明、天草不知火	
		鹿児島県	鹿児島、熊毛、奄美大島	
		沖縄県	沖縄	
		7県	15海区	

広域漁業調整委員会の海域区分



太平洋広域漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 委員会は、太平洋海域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

(事務局の所在地)

第2条 委員会の事務局は、水産庁内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員28人をもって組織する。

2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

(会長及びその職務)

第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条第2項第3号の委員の中からこれを選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなけ

ればならない。

- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。
- 4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

- 2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

- 2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第11条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書

七 答申書又は具申書

八 その他重要な事項

第 12 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名するものとする。

第 13 条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(部会)

第 14 条 委員会は、委員会が置かれた海域内に、太平洋北部会及び太平洋南部会を置く。

- 2 太平洋北部会は、北海道から茨城県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 3 太平洋南部会は、千葉県から宮崎県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 4 部会の委員は、委員会の委員の内、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
 - 二 農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
 - 三 農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
- 5 部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
- 6 部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 7 委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
- 8 委員会は、部会の議決を尊重するものとする。

(専門部会の設置)

第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第 16 条 委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。

2 当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。

(規程の改正)

第 17 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第 18 条 委員会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成 13 年 10 月 29 日より適用する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 5 月 27 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 12 月 2 日より適用する。

(以上)